

令和6年度の保険料につきましては、7月に個別にお知らせします。

保険料の計算方法

$$\begin{array}{l} \text{均等割} \\ \text{(1人当たりの額)} \\ \text{52,953円} \end{array} + \begin{array}{l} \text{所得割} \\ \text{(本人の所得に応じた額)} \\ \text{(令和5年中の所得-最大43万円)} \\ \times 11.79\% \end{array} = \begin{array}{l} \text{1年間の保険料} \\ \text{【限度額 80万円】} \\ \text{(100円未満切捨)} \end{array}$$

- ・1年間の保険料の上限額は80万円です。
- ・年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。
- ・前年の所得金額により、43万円の控除額が異なる場合があります。

【お問合せ先】 役場住民課保険グループ
TEL 0164-32-2410

～令和6年度には限度額と所得割額について【激変緩和措置】があります～

- ・「令和6年3月末日までに75歳に到達して資格取得した方」及び「障害認定で資格取得した方」については、令和6年度の賦課限度額を73万円とします。
- ・令和6年度の賦課のもととなる所得金額が58万円を超えない方については、所得割率10.92%として算定します。

保険料のお支払い方法

保険料のお支払いは、原則「年金からのお支払い」となります。口座振替を希望される方は役場住民課保険グループにお問い合わせください。次のいずれかに当てはまる方は、「年金からのお支払い」ができないため、「納付書」か「口座振替」にて納めてください。

年金からのお支払いができない場合…

- ・介護保険料が年金から引かれていない方（年金額が年額18万円未満の方）
- ・介護保険と後期高齢者医療の保険料の合計額が、介護保険料が引かれている年金の受給額の半分以上を超える方
- ・新たに制度に加入された方の半年の期間

保険料のお支払いが困難な場合は住民課保険グループへご相談ください。災害、失業などによる所得の大幅な減少、そのほか特別の事情で生活が著しく困窮し、保険料のお支払いが困難な方については、保険料の減免を受けられる場合があります。

ジェネリック医薬品の利用について

ジェネリック医薬品とは

新薬と同等の効果・効能を持ち、厚生労働省の基準を満たしている安全なお薬です。薬によって異なりますが、新薬より3割以上、中には5割以上安くなるものもあります。

希望される方は

医師や薬剤師に希望する旨を伝えるか、医療機関や薬局の窓口に「希望カード」を提示することでお願いすることができます。カードが必要な方は住民課保険グループまでお問い合わせください。